

1. 構想策定の前提

1-1. 背景・目的

1) 本構想の背景

豊かな緑が残る対象地は、昭和 46 年に住宅地の開発計画が浮上し、長年にわたり開発の危機にさらされてきたが、多くの市民からの保全要請、市民団体等による粘り強い保全活動、また市の継続した施策展開により、住宅地開発がなされないまま、今日に至っている。

この間、市はこの貴重な自然環境を保全すべく、平成 8 年 4 月に策定した「鎌倉市緑の基本計画」において、対象地を“鎌倉中央公園拡大区域”として位置付け、さらに平成 12 年 8 月には、対象地を“都市計画公園として整備していく”とした「三大緑地保全のための新たな基本方針」を定めた。

また、市は、対象地の主要な範囲において、土地区画整理事業の早期実施を目指していた「鎌倉市山崎台土地区画整理組合設立準備委員会」と緑地保全のための協議を重ねてきた。この間における全面保全に向けた市民の懸命の努力と、平成 14 年 4 月に特命担当である「広町・台峯緑地担当」を設置し、早期解決に向けて、同設立準備委員会との話し合いを前提とした協議を継続したことにより、平成 16 年 12 月になり、土地区画整理事業の施行が予定されていた区域については、同設立準備委員会との間で緑地保全の基本的方向性がまとまった。

こうしたことから、対象地が緑地保全に向けて大きく前進し、市の施策の実現に向けた事業を展開すべく本構想を策定することとなったものである。



図 1-2 南西上空から見た台峯

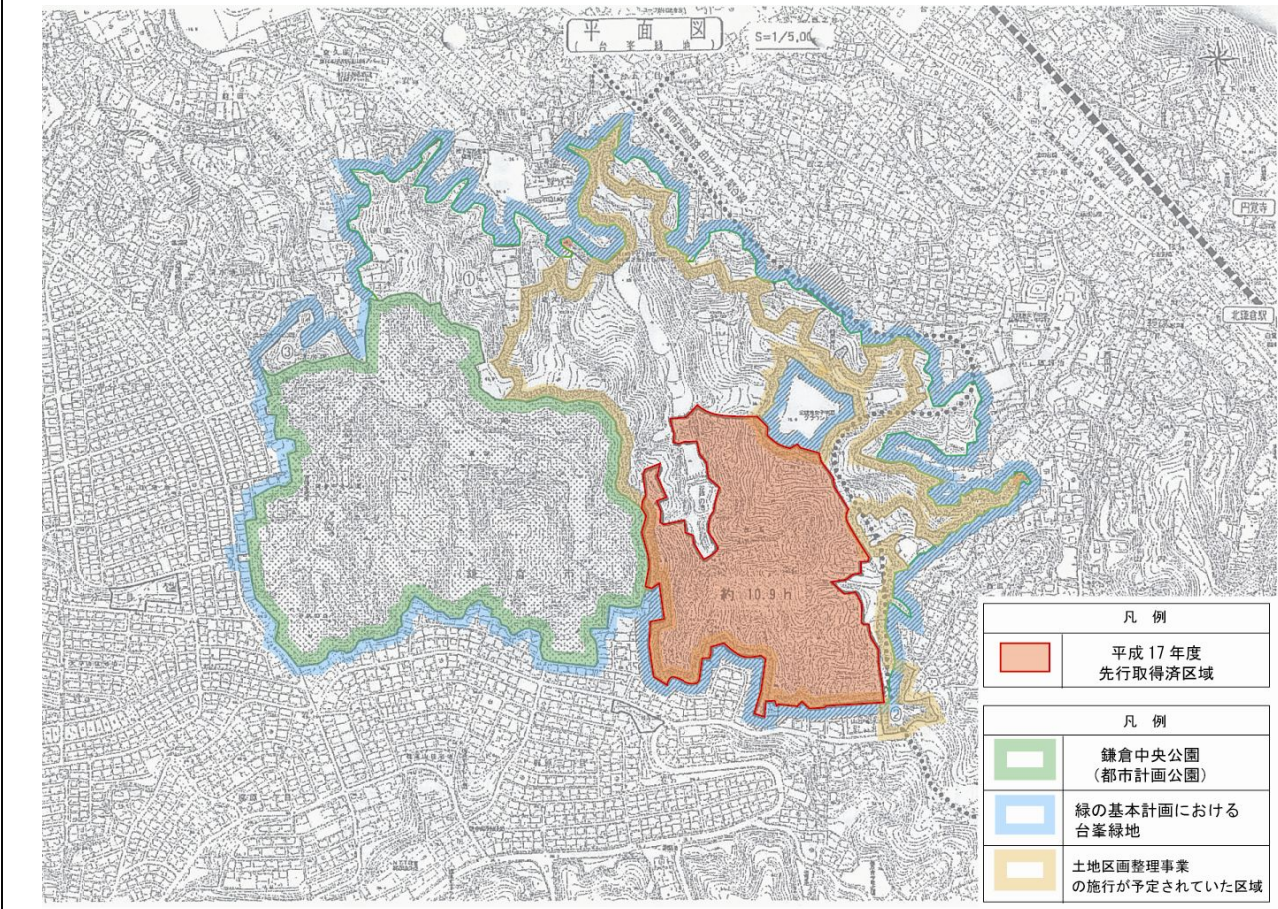


図 1-1 基本構想検討区域図

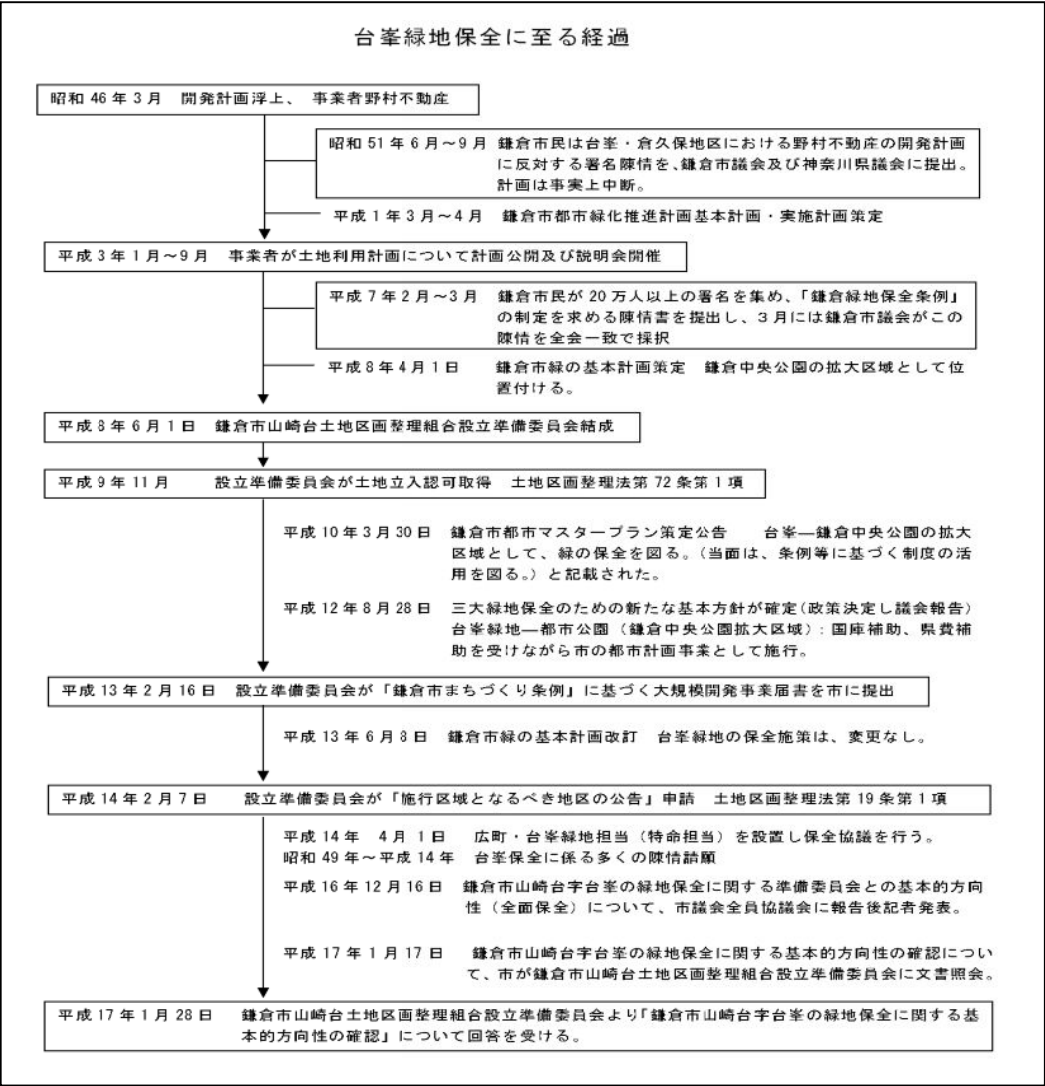


図 1-3 台峯緑地保全に至る経過図

2) 本構想の目的

本基本構想は、台峯緑地についてのこれまでの経緯や鎌倉市緑の基本計画を踏まえ策定するものであるが、環境に対する様々な提起、公園・緑地に対する市民要望の多様化及び国等の公園緑地を含む、まちづくりに関する新たな法制定・改正^(※1)がなされ、併せて各種の施策の拡大充実も図られていることから、これらの事項も踏まえながら、台峯緑地の優れた自然環境を保全すべく事業計画の方向性を策定する。

なお、本構想を策定する上で、具体的に次の事項を視野に入れながら検討することにした。

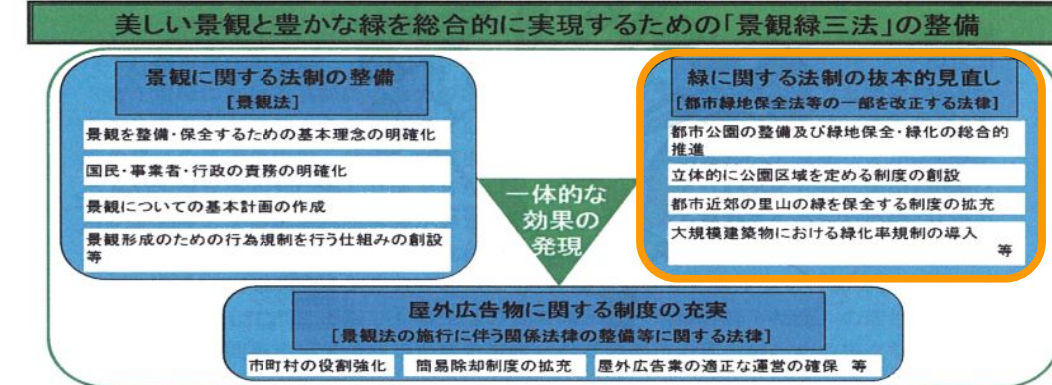
- ① 「美しい国づくり大綱」の「国土の緑地保全と緑化推進のための制度の充実を図る。」という趣旨を視野に入れる。
- ② 緑地に対する総合的な事業推進を可能とするという趣旨で制定された、緑地環境整備総合支援事業制度の活用。
- ③ 首都圏の自然環境のありかたについて策定された、都市再生プロジェクト（第3次決定）の「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」の保全すべき自然環境ゾーンとして、当市がはたしている「三浦半島ゾーン」と「多摩丘陵ゾーン」の緑を繋ぐ結節点としての役割
- ④ 神奈川県が策定を進めている（仮称）三浦半島公園圏構想の総合ビジョンである「三浦半島らしい、みどりと海と地域づくり」との整合。
- ⑤ 「都市の緑とオープンスペースに関して総合的な施策運営が必要である」との考え方の基に、制定、改正された景観緑三法の趣旨。
- ⑥ 当緑地に対する市民意見等の尊重及び市民参画による計画及び運営等に関する方針の検討。

施策展開及び法改正等の経緯 (※1)

- 平成13年7月 緑地保全等統合補助事業制度が創設された。
- 平成15年7月 「美しい国づくり大綱」が発表された。
- 平成16年3月 都市再生プロジェクト（第3次決定）
「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」で保全すべき自然環境ゾーンが指定され鎌倉市は、「三浦半島ゾーン」として含まれ広域的にも重要な場所として位置付けられた。
- 平成16年4月 緑地環境整備総合支援事業制度制定
- 平成16年6月 都市緑地法の改正を含む景観緑三法の制定・改正がなされた。
- 平成17年3月 「鎌倉市緑の基本計画」の見直しに関して、緑に関する保全、整備、創造、啓発などの市民意見の募集を実施した。
- 平成17年4月 「台峯緑地公園化構想」の市民意見の募集を実施した。
- 平成17年度 神奈川県が策定を進めている（仮称）三浦半島公園圏構想の総合ビジョンは、「三浦半島らしいみどりと海と地域づくり」であり、鎌倉市はその対象地域として位置付けられた。

表1-1 施策展開及び法改正等の経緯

景観緑三法とは、「美しい国づくり大綱」の政策の元、新たに整備、改正された以下の三つの法律を言う。



本構想に関連するのは、緑に関する法律「都市緑地保全法の一部改正」である。



本構想に関連する改正項目は主に以下の内容である。

都市緑地保全法の一部改正

- 緑地保全地域の指定等
都道府県は、都市計画に緑地保全地域を定めることができることとし、当該地域内の建築物の新築、木竹の伐採等について届出制を導入する。併せて、管理協定制度を緑地保全地域にも導入する。

都市公園法の一部改正

- 多様な主体による公園管理の仕組みの整備
公園管理者以外の者が公園施設を設置することができる要件を緩和する。
- 借地公園の整備の促進
借地公園について、契約期間の終了等により権原が消滅した場合に廃止することができることを明確化する。

図1-4 景観緑三法及び都市緑地保全法改正のポイント

参照：国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課・公園緑地課 資料

1-2. 対象地の位置・範囲

1) 対象地の位置と範囲

対象地である台峯緑地は、深沢丘陵地域に属し、鎌倉市のほぼ中心部に位置する緑地であり、JR 横須賀線北鎌倉駅及び通称鎌倉街道（主要地方道 横浜鎌倉線）の西、山崎字台峯他に位置する。

対象地は、昭和 55 年 6 月に事業認可を受け、平成 16 年 4 月に全体開園した鎌倉中央公園（約 23.7ha）の東側に隣接する箇所で、対象面積は約 36.7ha（平成 13 年版鎌倉市緑の基本計画上の面積）となっている。

なお、緑の基本計画における台峯緑地のうち鎌倉中央公園の北西部に隣接する部分も対象地とする。

2) 対象地の呼称

大小の谷戸が入り組んだ対象地は、古くから谷戸毎に字名が名付けられており、「台峯」、「倉久保」が対象地の字名である。

しかしながら、地域では字名とは別に西側の小さな谷戸を「清水谷戸」、東側の大きな谷戸の北側を「倉久保の谷戸」、その奥の南側を「台峯の谷戸」と呼んでいる。本構想では、地域に定着したこれらの呼称を継承し、右図のように各々の谷戸を呼ぶこととする。

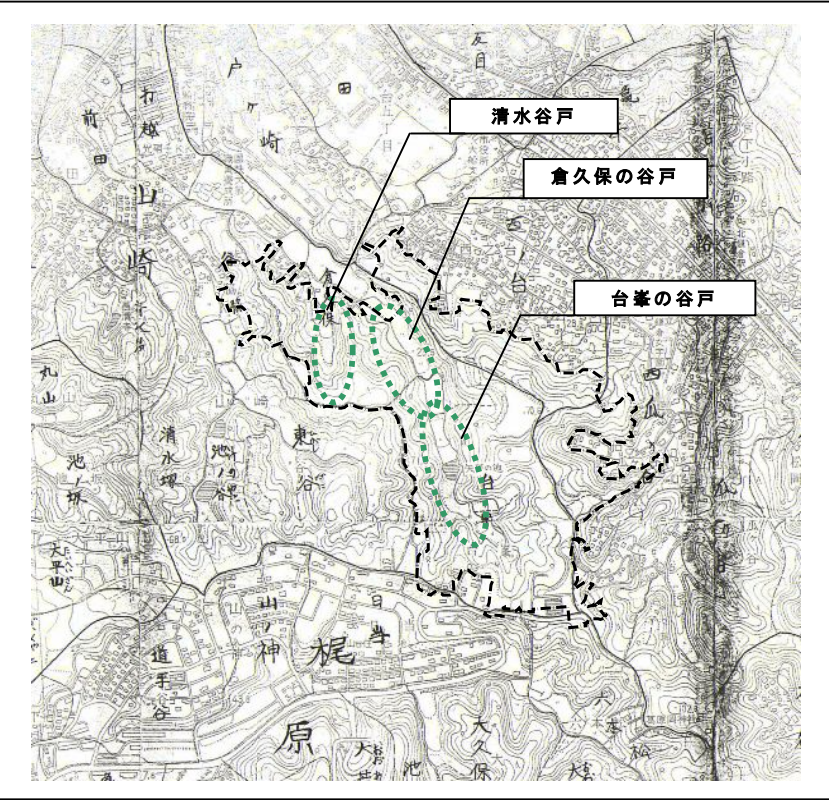


図 1-6 町丁字名図
鎌倉市都市計画課 提供

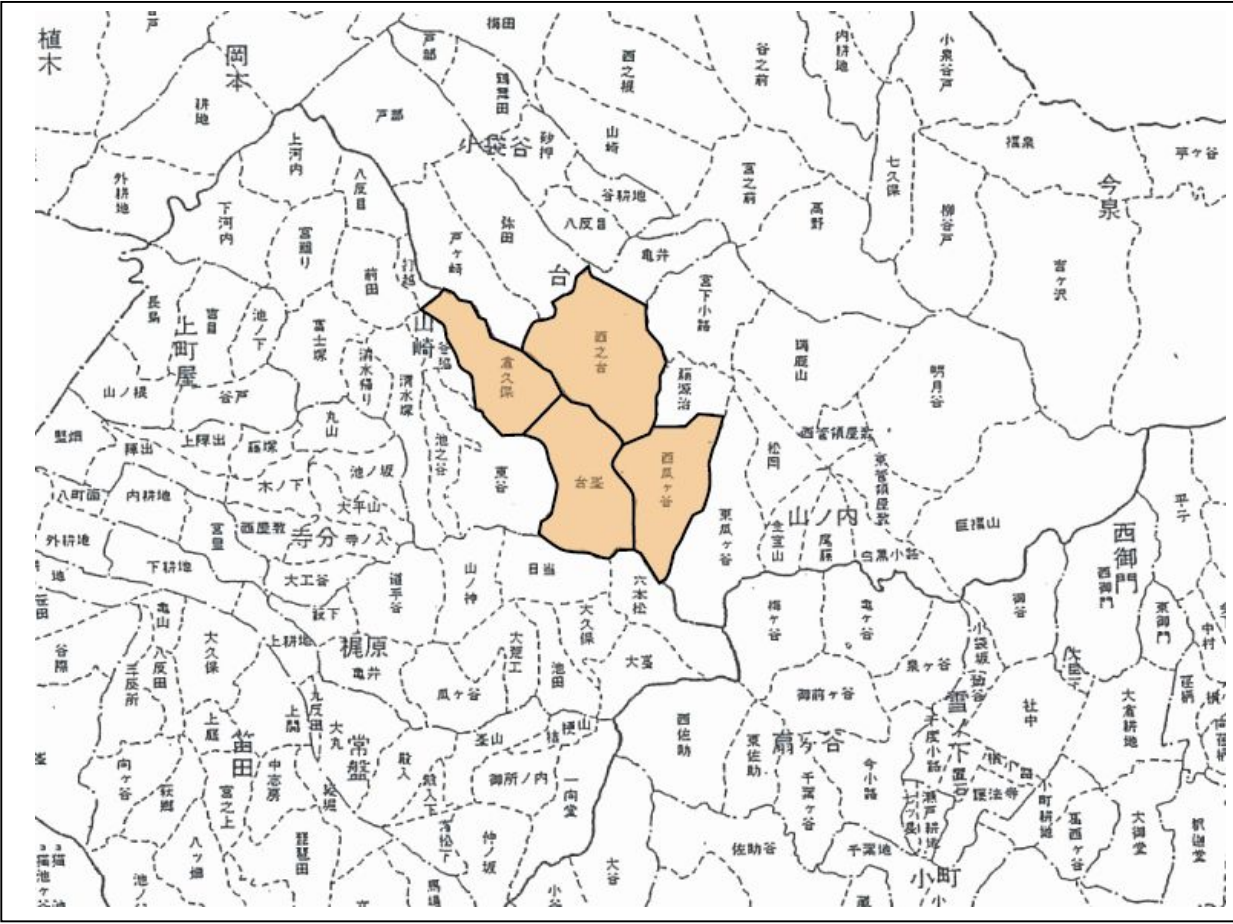


図 1-7 字別界図
鎌倉市都市計画課 提供

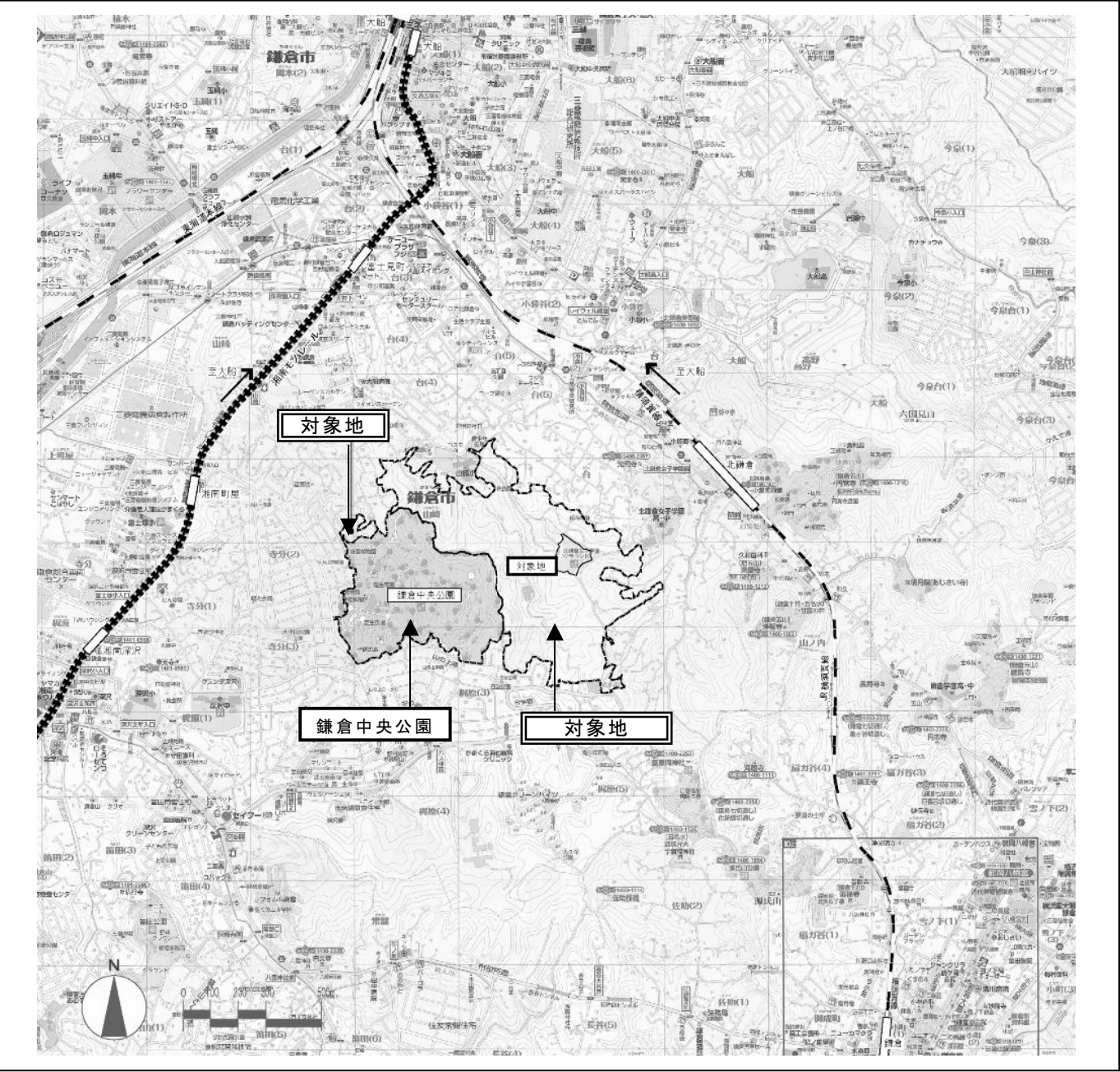


図 1-5 対象地の位置

1-3. 構想の位置づけとフロー

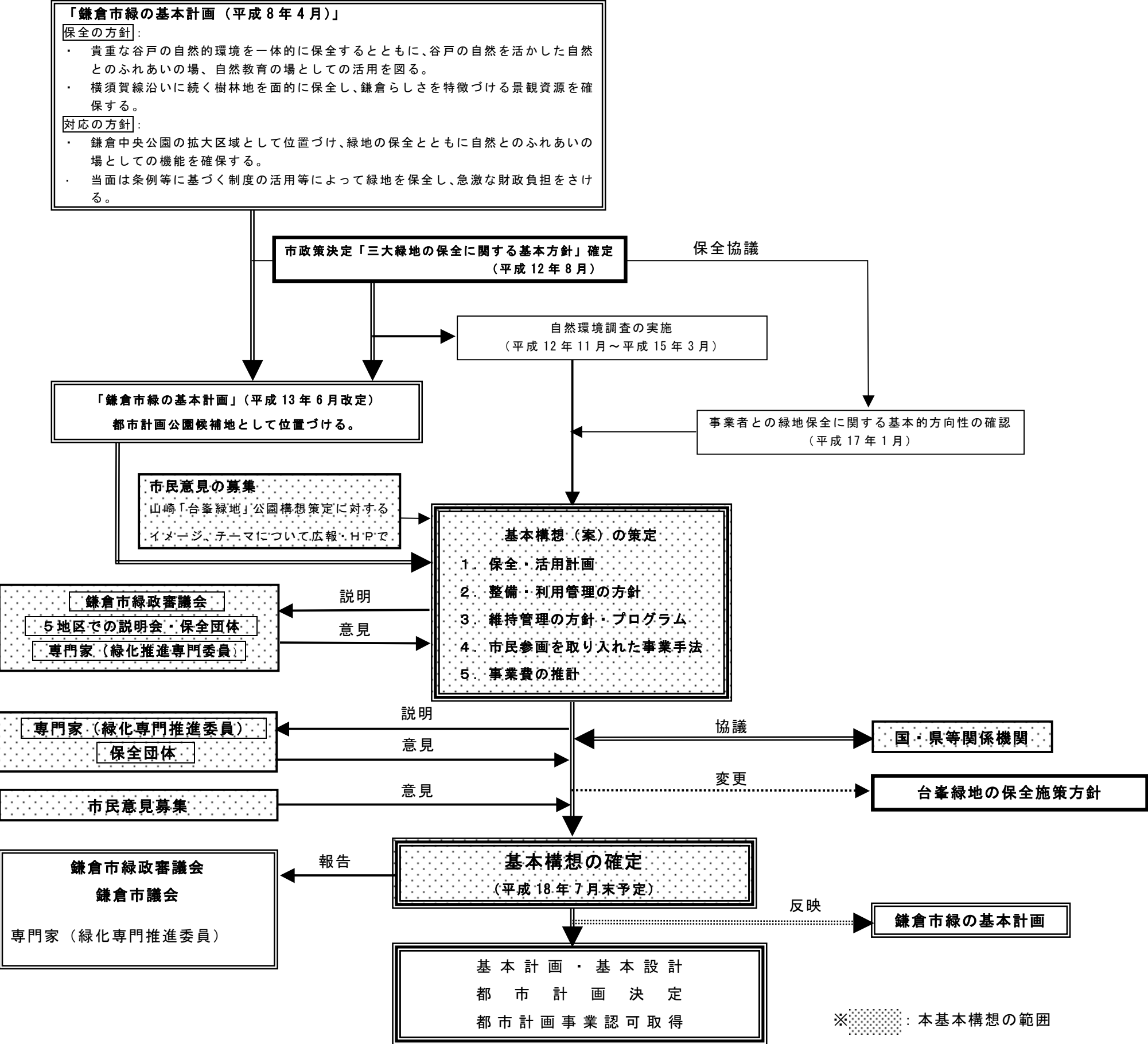


図1-8 構想確定までのフロー図